

「さがみ学びの会」に入会しませんか

相模女子大学・相模女子大学短期大学部による「さがみアカデミー」では、長い歴史を持つ本学の伝統と特質を活かし、また知的財産を広く社会に還元することを目的に、さまざまな講座をご用意しています。

どうぞ、この機会に「さがみ学びの会」へご入会いただき、本学が提供する学びの場をご活用ください。

【さがみ学びの会とは…】

○入会金 1,000 円で、年会費は無料

○「さがみアカデミー」のパンフレットのご郵送（年2回）

○「さがみ学びの会会員特別講座」のご案内

○本学主催の生涯学習講座に関する情報案内

○本学附属図書館の年間利用（閲覧のみ。別途申請必要）

ご入会の上、附属図書館にて利用者カードの申請手続きが必要です。

※申請には本人確認書類（免許証・パスポート、保険証の場合は「公共料金領収書」または「住民票」等の現住所が確認できる書類も。）の提示が必要です。

※利用者カードは年度ごとに更新する必要があります。有効期限は当年度3月末日です。

○本学主催の講演会やイベントの情報案内（メールアドレスを登録の方のみ）

【申込方法】

- ・以下の入会申込書にご記入の上、会費（¥1,000）とともに生涯学修支援課の窓口へ持参ください。
- ・お申し込みいただいた方には会員証を発行いたします。（後日、郵送もしくは手渡し）

[さがみ学びの会事務局]

相模女子大学 夢をかなえるセンター 生涯学修支援課

TEL : 042-747-9047

Email : sagami-info@mail2.sagami-wu.ac.jp

*お預かりする個人情報は厳重に取り扱い、「さがみ学びの会」の運営以外の目的には使用いたしません。 (2024.03)

入会申込書（ご記入の上、会費とともに事務局窓口にてお申込みください。）

(フリガナ) 氏名	()	男 ・ 女	生年月日
			年 月 日
住所	〒	県	都
電話	—	—	
携帯番号	—	—	
メールアドレス	※メールでのイベント情報をご希望の場合は記入してください。 @		

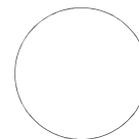
<事務局使用欄>

申込日	講座名	手渡し・郵送	NO.
年 月 日			

領 収 書

¥ 1, 0 0 0 円

さがみ学びの会入会金



相模女子大学
生涯学修支援課

◆「さがみ学びの会」会則◆

第1条〔名称〕

本会は「さがみ学びの会」と称します。

第2条 目的

本会は、学校法人相模女子大学に在学する児童・生徒・学生の保護者・保証人及び地域住民への教育資源の還元を通じて、地域社会における生涯学習環境の向上に寄与することを目的とします。

第3条 入会金・会費

入会金は1,000円で、会費は無料とします。

第4条 会員特典

- (1)「さがみアカデミー」の優先案内
- (2)本学主催の生涯学習講座に関する情報案内
- (3)本学附属図書館の利用(さがみアカデミー受講期間中)
- (4)本学開催の講演会やイベントの情報案内

第5条〔会員〕

本会への入会を希望する方は、本会指定の様式により入会の申し込みを行い、事務局の承認を得た方を会員とします。また、入会申込者は本会則を了承したものとみなします。

第6条〔個人情報の取扱〕

会員の個人情報につきましては、本学の「個人情報保護規程」を遵守し、慎重に取扱います。

第7条〔退会〕

会員より事務局に退会の申し出があった場合、速やかに手続きを行います。但し、退会の事務手続きには一定の期間を要するため、退会のお申し出後も情報の提供が行われる場合があります。

第8条〔禁止行為〕

会員は、学内施設における政治・宗教・営利目的の行為や、公序良俗に反する行為を禁止します。

第9条〔有効期限〕

会員有効期間は原則として入会后2年間とします。但し、会員から特段の申し出がない限り、以降1年毎に自動更新とし、更新時の入会金は発生しません。また、場合によりはがきや電話、電子メールにて継続の確認をすることがあります。

第10条〔失効〕

会員が下記事項に該当すると事務局が認めた場合、予告なく退会の手続きをとることがあります。

- (1)各種送付物や電子メールがあて先不明で返送されたとき。
- (2)会員が第8条に該当する行為を行ったとき。
- (3)その他、会員組織の運営上支障を生じると事務局が判断したとき。

第11条〔変更連絡〕

会員は入会時に申し出た「住所・連絡先・希望条件等」の変更があった場合、速やかに事務局にお届けください。

第12条〔その他〕

- (1)事務局は本会則の内容等の変更、サービスを停止または廃止することがあります。
- (2)会員への情報提供の遅延・未達による一切の損害に対し、本学は責任を負いません。
- (3)本会則の条項または本会則の定めのない事項について紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議し、解決を図るものとします。